

**「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める
特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)について**

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、物品及び役務については環境省及び経済産業省、公共工事については環境省、国土交通省及び経済産業省が共同で、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、本年度は約60件のご提案をいただきました。これに昨年度までのご提案のうち継続的に検討することとした約50件のご提案を加え、合計約110件のご提案等を対象とし、「基本方針」に定める基本的考え方^(注)に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ、関係府省等が共同で、特定調達品目及びその判断の基準等の検討を行ってきました。また、各府省等との協議を踏まえ、別添のとおり特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)を取りまとめました。

○見直しを行う主な点

平成20年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点は以下のとおりです。

分野	見直しの内容
紙類	<ul style="list-style-type: none">・ コピー用紙判断の基準を見直し(参考資料 参照)・ ジアゾ感光紙を品目から削除
文具類	<ul style="list-style-type: none">・ 「梱包用バンド」(紙及びプラスチック製品)を品目として追加・ ダストブロワーに係る1年間の経過措置の終了
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none">・ 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る「単一素材分解可能率」を見直すとともに、棚板に係る機能重量、単一素材分解可能率及び環境配慮設計を同時に満足する基準を設定
OA機器	<ul style="list-style-type: none">・ コピー機等について、これまで基準を設定していなかった区分の基準エネルギー消費効率を設定・ 一次電池について、JIS規格の見直しに伴う修正(防災備蓄用品の一次電池についても同様)
移動電話	<ul style="list-style-type: none">・ 「移動電話」を新規分野として設定し「携帯電話」及び「PHS」を品目として追加
家電製品	<ul style="list-style-type: none">・ 「電子レンジ」を品目として追加・ テレビジョン受信機のうち、液晶テレビ及びプラズマテレビを多段階評価基準の4つ星以上に修正・ 電気便座は省エネルギー法の見直しに伴い2012年度のトッ

	プランナー基準に修正
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明器具用の蛍光ランプに関する備考を追記
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象範囲にプラグインハイブリッド自動車及び水素自動車を追加 ・ ディーゼル自動車に係る排出ガス基準及び燃費基準を修正
制服・作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制服及び作業服について、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の追加）
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの判断の基準等を見直し ・ 「日射調整フィルム」を品目として追加
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「鉄鋼スラグブロック」を品目として追加 ・ 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」を品目として追加 ・ 高効率モーターを使用した空調用の「送風機」及び「ポンプ」を品目として追加 ・ 「環境配慮型道路照明」の判断の基準の見直し（セラミックメタルハライドランプを追加） ・ 「再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）」及び「陶磁器質タイル」の判断の基準の見直し（無色及び茶色の廃ガラスびんを再生材料から除外） ・ 再生材料として各種汚泥（熔融スラグ及び焼却灰含む）を使用している 5 品目における重金属等の含有・溶出に関する記載の統一化 ・ 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）」及び「再生材料を使用した型枠」の判断の基準の表記の見直し
役務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「機密文書処理」を品目として追加 ・ 印刷の判断の基準等を見直し ・ 清掃の判断の基準等を見直し（古紙のリサイクル配慮について明記） ・ 輸配送の配慮事項を見直し（自動車 NOx・PM 法の対策地域内の車両の乗り入れについて明記）

※ 省エネルギー法の多段階評価制度の基準改定を踏まえて、見直しを行う。

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達に関する基本方針(抜粋)

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状

況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。